

令和 6 年第 1 回岐阜県議会定例会

条例その他議案
関係資料

土木委員会

目 次

議第 5 3 号関係	土木	1
議第 5 4 号関係	土木	2
議第 5 5 号関係	土木	4
議第 5 9 号関係	土木	5
議第 6 0 号関係	土木	7
議第 6 6 号関係	土木	8

岐阜県建築審査会条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

都市建築部建築指導課

1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による建築基準法の一部改正に伴い、各条例について所要の規定の整理を行う。

2 主な改正内容

(1) 岐阜県建築審査会条例における引用条文の項ずれ処理

建築基準法の一部改正に伴い、引用する条文の項ずれ処理を行う。

(2) 岐阜県土木関係手数料徴収条例における文言整理

建築基準法に建築副主事（※）が位置付けられることに伴い、規定の整理（「建築主事に通知する」→「建築主事又は建築副主事に通知する」）を行う。

（※）小規模な建築物等に限り、建築確認関係事務を行う者

3 施行日

令和6年4月1日

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

都市建築部建築指導課

1 改正の趣旨

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」による「建築基準法施行令」の一部改正に伴い、追加される特例の認定に係る手数料を新たに設ける。

併せて、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

2 主な改正内容

(1) 既存不適格建築物に対する特例認定申請手数料の新設

建築基準法施行令の一部改正により、既存不適格建築物について安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用が合理化されることに伴い、特例の認定に係る手数料を新たに設ける。

手数料の名称	単位	手数料の額
既存建築物敷地制限特例認定申請手数料	1件につき	27,000円
既存建築物道路内建築制限特例認定申請手数料	1件につき	27,000円

※建築基準法に基づく他の特例認定申請手数料と同額

<既存建築物敷地制限特例認定>

建築基準法第43条第1項に定める接道義務（建築物の敷地は、原則として道路に2メートル以上接しなければならない。）の適用を受けない既存不適格の建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合に、用途の変更を伴わず、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、引き続き接道義務の適用を受けないこととするもの。

<既存建築物道路内建築制限特例認定>

建築基準法第44条第1項に定める道路内建築制限（建築物又は擁壁は、原則として道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。）の適用を受けない既存不適格の建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合に、形態の変更を伴わず、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、引き続き道路内建築制限の適用を受けないこととするもの。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名変更に伴う規定の整理

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、題名が変更されることに伴い、題名を引用する条文の規定の整理を行う。

3 施行日

令和6年4月1日

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

都市建築部水道企業課

1 改正の趣旨

県営可茂工業用水道について、現在の契約状況を鑑み、料金の見直しを行う。

＜契約事業所数＞

平成8年度から美濃加茂市や坂祝町の事業所に工業用水を供給しており、契約先は、事業開始時の3事業所に対し、現時点では13事業所まで増加

＜契約水量＞

これまで、平成27年度に大口契約料金の適用、平成29年度に一律11円の料金値下げと2回の料金見直しを行っているが、令和4年度末の契約水量は料金見直し前の平成26年度末と比較して約40%増加し、順調に推移している。

令和5年10月には、新たに1社と大口契約を締結し、契約事業所数、契約水量はともに過去最高を記録したことから、今後10年間で1億4千万円程度の収支差額を確保できる見通しとなった。

2 料金改定の内容

契約水量1^m3当たり一律5円の値下げ

○料金体系

(1^m3当たりの税抜単価)

区 分		改定前	改定後
基本料金		58円	53円
	1日当たりの契約水量が500 ^m 3を超える場合、その超える部分	34円	29円
超過料金（契約水量を超えて使用した水量に対する料金）		103円	98円
	1日当たりの契約水量が500 ^m 3を超える場合	79円	74円

3 施行日

令和6年4月1日

乗鞍トンネル1期工事の請負契約について

県土整備部砂防課

工 事 名：公共 道路災害復旧事業（債務）（主）乗鞍公園線（仮称）乗鞍トンネル1期工事

工事場所：高山市丹生川町久手 地内

工事概要：本工事は、主要地方道乗鞍公園線の高山市丹生川町久手地内において、令和4年の被災箇所及びその周辺の脆弱区間を避けたトンネルによる復旧を行うことで、安全かつ円滑な通行を確保するものである。

工事内容：トンネル工事

施工延長 361.0m

道路幅員 7.5m

内空断面積 53.89㎡

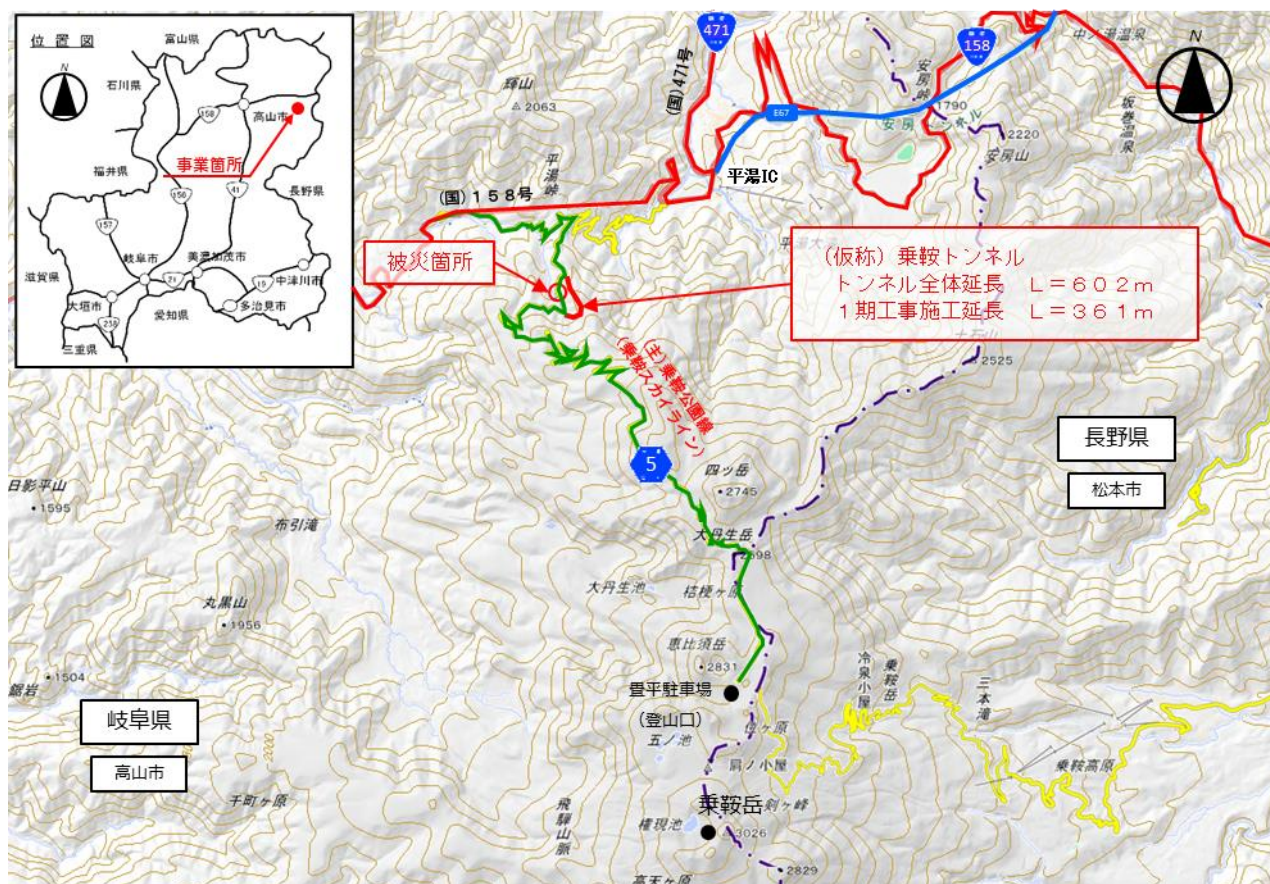
工 期：契約日 から 令和8年3月19日限り（約24ヶ月）

予定価格：2,096,595,600円（税込）

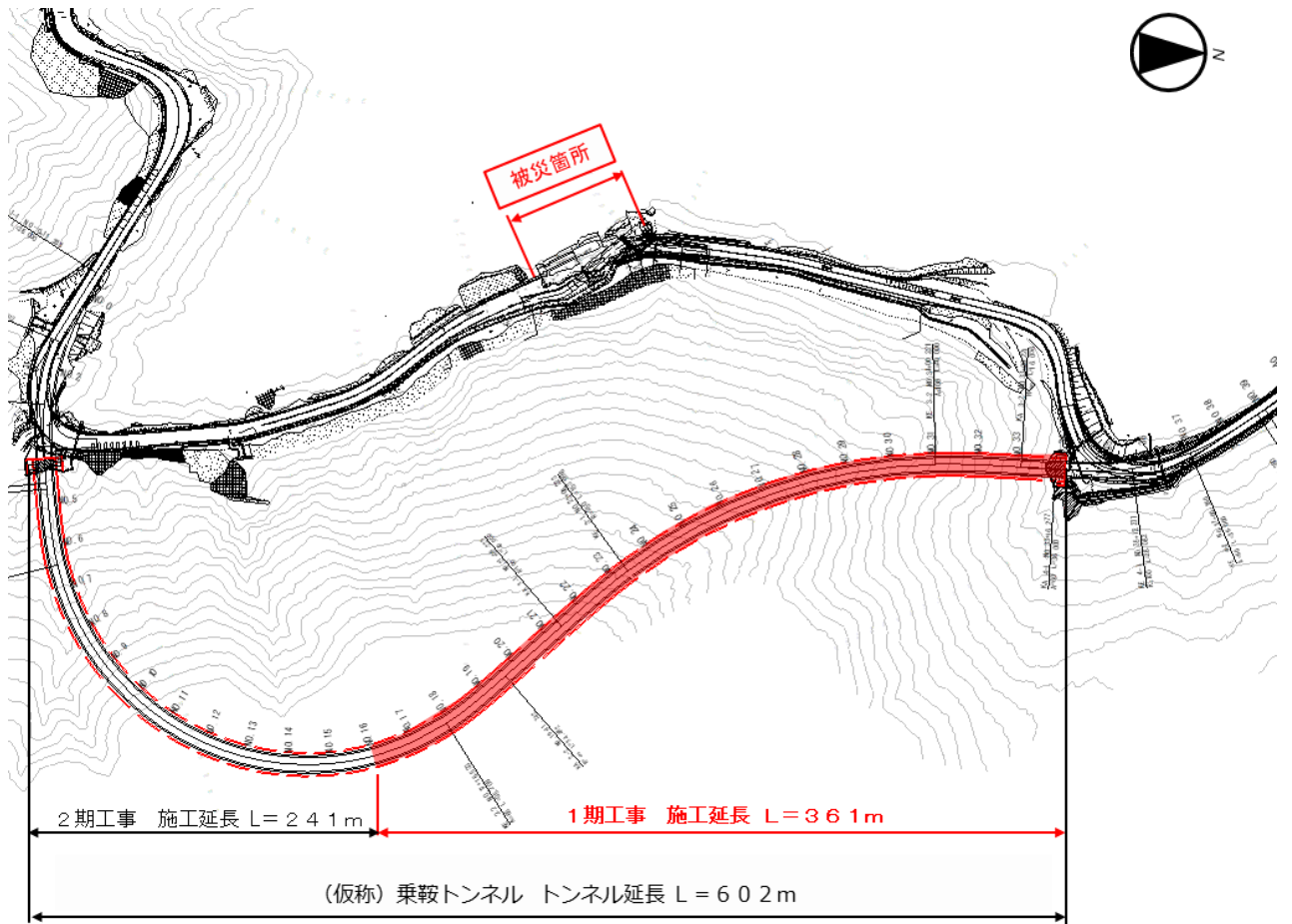
契約金額：2,068,000,000円（税込）

契約の相手方：だいにっぽん いちかわ おおやま
大日本・市川・大山特定建設工事共同企業体

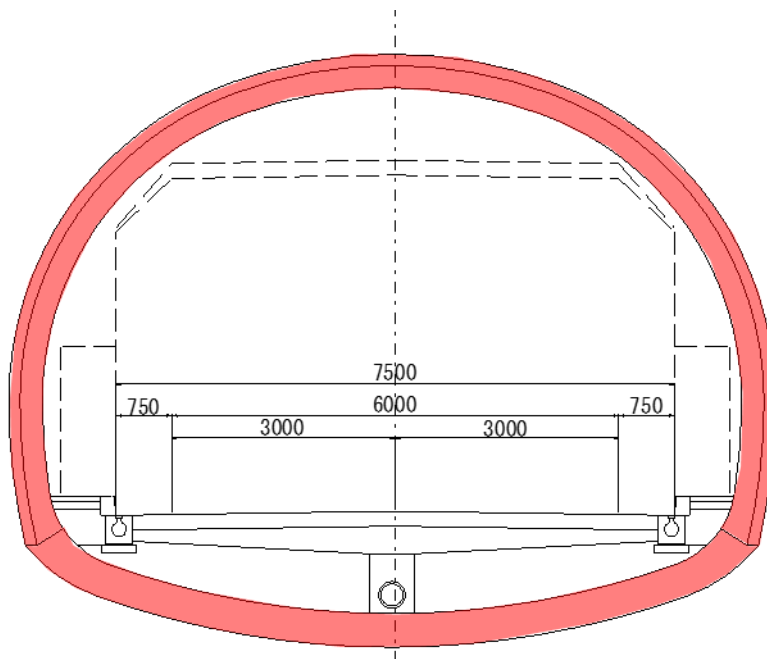
位 置 図



平面図



標準横断図



華陽フロンティア高等学校本館棟建築工事の請負契約の変更について

都市建築部公共建築課

建築工事の請負変更契約を締結するもの

【変更理由】設計変更により請負代金額を変更するもの

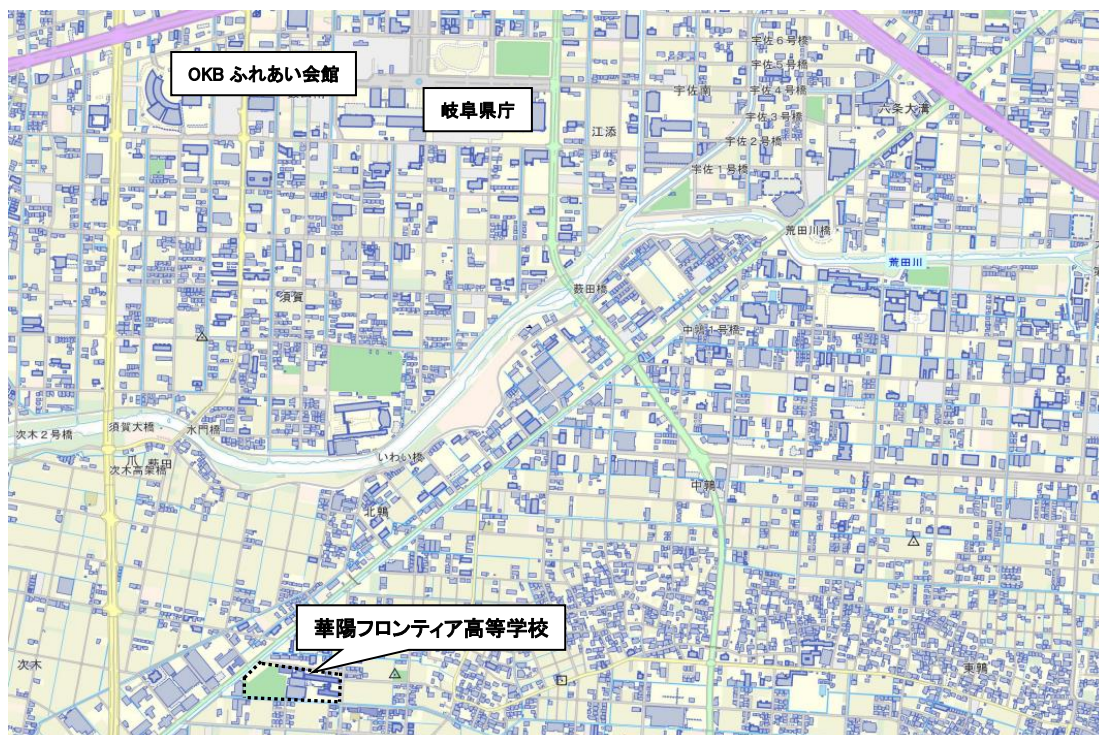
(建物基礎に係る杭工事の工法変更等及び工期延長に伴う工事費の増)

■華陽フロンティア高等学校本館棟建築工事 (供用開始：令和7年1月予定)

(当初議決：令和4年12月議第141号)

【契約の概要】

- (1) 契約金額 現行契約金額 1,727,000,000円 (税込)
 変更後契約金額 1,838,313,400円 (税込)
 (111,313,400円 増額)
- (2) 契約の相手方 だいにっぽん きょうわ きょうえい 大日本・協和・共栄特定建設工事共同企業体
 <代表構成員>大日本土木株式会社 (岐阜市宇佐南1丁目3番11号)
 <構成員> 協和建設株式会社 (各務原市神置町3丁目5番地)
 <構成員> 共栄土木建築株式会社(岐阜市城東通2丁目21番地2)
- (3) 工事の場所 岐阜市西鶉 にしゅうずら 地内
- (4) 工事の概要 <新築>
 本館棟 鉄筋コンクリート造3階建
 延べ面積 5,291.90㎡
 渡り廊下A 鉄骨造2階建 延べ面積 387.99㎡
 渡り廊下B 鉄骨造2階建 延べ面積 92.74㎡
 自転車置場 鉄骨造平屋建 延べ面積 94.09㎡
- (5) 工事の期間 当初工期 令和4年12月15日から令和6年7月31日まで(約20ヶ月)
 変更工期 令和4年12月15日から令和6年11月15日まで(約23ヶ月)



木曽川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

都市建築部下水道課

1 負担金単価改定の趣旨

木曽川右岸流域下水道事業について、維持管理に係る所要額の増加に伴い、関係市町における負担金単価の見直しを行う。

- 木曽川右岸流域下水道事業は、木曽川及び長良川流域4市6町^{※1}の汚水を広域的に処理しており、その維持管理等に要する費用は、下水道法第31条の2第1項の規定により、関係市町に負担を求めている。

※1 4市6町（関係市町）：岐阜市、美濃加茂市、各務原市、
可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、
川辺町、八百津町及び御嵩町

- 負担金単価は3～5年ごとに見直しを行っているが、令和6年度から令和8年度までの維持管理費を算定したところ、社会情勢の変化による物価上昇に伴い、所要額の増加が見込まれるため、改定が必要である。
- この度、令和6年度から令和8年度までの負担金単価の6円増額について、下水道法第31条の2第2項の規定により関係市町に意見聴取を行った上で、県議会の議決を求めるもの（関係市町からは意見なし）。

2 負担金単価改定の内容

排水量1m³あたり6円の増額

○単価構成

（1m³当たりの税抜単価）

（適用年度）	改定前 （R3～R5）	改定後 （R6～R8）
維持管理費	51円	57円
資本費 [※]	5円	5円
合計	56円	62円

※ 資本費：県の起債元利償還費から交付税措置分を除いた部分に充当

3 施行日

令和6年4月1日